

議案第141号

職員の給与に関する条例等の特例に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例等の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「100分の16」を「100分の6.5」に改め、同条中第8号を次のように改める。

(8) 再任用職員 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合

ア 給与条例別表第1備考(3)に規定する市規則で定める職員 100分の6.5

イ アに掲げる職員以外の職員 100分の2.5

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

指定職給料表の適用を受ける職員及び再任用職員の給料月額の特例措置により減じる給料月額の割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の給与に関する条例等の特例に関する条例 (抄)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第3から別表第7までの規定の適用を受ける職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項第1号、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年大阪市条例第18号)第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員、医師、歯科医師並びに弘済院に勤務する助産師、看護師及び准看護師(以下これらを「助産師等」という。)並びに公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年大阪市条例第79号)第2条第1項の規定により派遣された職員で職務に復帰したもののうち助産師等との権衡上必要があると認められる職員並びに職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成24年大阪市条例第80号)附則第5項及び第6項の規定の適用を受ける職員並びに職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年大阪市条例第27号。以下「平成27年給与条例改正条例」という。)附則第12項、第13項及び第18項の規定の適用を受ける職員を除く。)の給料(給与条例第5条の3第1項の規定による給料の調整額(以下「給料の調整額」という。)を除く。)の月額、平成27年4月から平成30年3月までの各月分に限り、給与条例第5条の2及び別表第1及び別表第3から別表第7まで並びに平成27年給与条例改正条例附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額(以下「給料月額」という。)から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 給与条例別表第7の規定の適用を受ける職員 $\frac{100分の16}{100分の6.5}$

(2)-(7) 省 略

(8) 再任用職員 $\frac{100分の2.5}{次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合}$

ア 給与条例別表第1備考(3)に規定する市規則で定める職員 100分の6.5

イ アに掲げる職員以外の職員 100分の2.5